

保育士資格等取得支援事業について

1 事業の目的

中核市移行後の平成29年度から、これまで県が実施していた保育士資格等の取得支援事業を引き継ぐことにより、事業者に対するサービスを維持しながら保育士確保を図る。

2 事業の概要

幼保連携型認定こども園の保育教諭は、幼稚園免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされていることから、それぞれの免許・資格の併有を促進する必要があるほか、保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援することにより、保育人材の確保を図るため、その受講料や代替職員雇上費の一部を補助する。

※特例制度あり…平成27～31年度の期間は、保育士資格・幼稚園教諭免許の一方のみを有し、3年かつ4320時間以上の実務経験がある者に対し、併有を促進するために履修科目・試験科目を軽減する。

3 事業の種類

<保育教諭として免許・資格を併有を目指す者に対する支援（※特例制度の対象者）>

- | | |
|-----------------------------|---|
| ① 保育教諭のための保育士資格取得支援事業 | 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援
(幼保連携型認定こども園等に勤務) |
| ② 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 | 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援
(勤務の有無にかかわらずのもの) |
| ③ 保育教諭のための幼稚園教諭免許状取得支援事業 | 保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得を支援
(幼保連携型認定こども園等に勤務) |

<新規に保育士資格を取得する者に対する支援>

- | | |
|----------------------|--|
| ④ 保育所等保育士資格取得支援事業 | 保育士資格を有していない保育従事者を支援
(保育所、認定こども園、幼稚園等、乳児院及び児童養護施設に勤務) |
| ⑤ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 | 保育士資格を有していない保育従事者を支援
(認可外保育施設等に勤務) |
| ⑥ 保育士試験による資格取得支援事業 | 保育士試験合格後、保育所等に保育士として勤務することが内定した者に対し
受験のための学習に要した費用を補助 |

4 補助の内容

<入学科、受講料等>

事業対象者1人につき、指定保育士養成施設や大学の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、以下の額を上限とする。
(原則として1/2は事業者負担。3の「事業の種類」うち、②、⑥の事業は個人負担。)

ア 指定保育士養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者	30万円
イ 幼稚園教諭免許状を有する者が指定保育士養成施設で必要教科目を修得する場合	20万円
ウ 実務経験を有する幼稚園教諭免許状を有する者が指定保育士養成施設で必要な教科目を修得する場合	10万円

- ・ 事業の④⑤は「ア～ウ」、①②は「ウ」のみ対象。
- ・ ③は、保育士資格のみ有する幼稚園教諭免許状取得する場合、大学の受講に要した経費に1/2を補助対象とし、上限額は「ウ」と同じ。
- ・ ⑥は、保育士試験受験のための学習に要した費用の1/2を補助対象とし、150,000円を上限額とする。

<代替職員雇上費>

保育所等に勤務している職員が、免許・資格を取得する際の代替職員雇上費の一部を補助する。
…1日あたり6,240円(平成28年度)又は1日当たりの所要額を比較して少ない方の額

- ・ 保育士資格の取得を目指す幼稚園教諭(事業①)の代替として雇い上げられた幼稚園教諭に係る雇上費(事業③の補助対象)
- ・ 幼稚園免許状の取得を目指す保育士(事業③)の代替として雇い上げられた保育士に係る雇上費(事業①の補助対象)
- ・ 保育士資格の取得を目指す保育従事者の代替として雇い上げられた保育士又は保育補助者に係る雇上費(事業⑤の補助対象)

※ 事業①～⑥のいずれの場合も、資格・免許取得後、当該対象施設に1年以上勤務すること。

5 事業一覧

事業名		(1)補助支払対象（申請者）	(2)取得対象資格（対象者）		(3)受講料等補助（入学料、受講料等）	(4)代替職員雇上費補助	
①	保育教諭のための 保育士資格取得支援事業 【特例制度：～平成31年度】	・幼保連携型認定こども園 ・幼保連携型認定こども園への移行を予定している保育所、幼稚園、認定こども園	保育士	・①(1)の対象施設に常勤で勤務 ・資格取得後、①(1)のいずれかの施設で1年以上勤務すること 【特例制度の対象者】	幼稚園 教諭 免許状あり	・指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 上限10万円/人 ※1/2は、原則として事業者負担	〔代替保育士雇上費補助〕 ・幼稚園免許状の取得を目指す保育士（事業③）の代替として雇い上げられた保育士に係る雇上費 ・1日あたり6,240円（28年度）又は1日当たりの所要額を比較して少ない方の額
②	幼稚園教諭免許状を有する者の 保育士資格取得支援事業 【特例制度：～平成31年度】	個人又は対象者が勤める施設		・施設への勤務の有無にかかわらず ・資格取得後、①(1)のいずれかの施設で1年以上勤務すること 【特例制度の対象者】	幼稚園 教諭 免許状あり	・指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 上限10万円/人 ※1/2は、 <u>対象者自己負担</u>	—
③	保育教諭のための 幼稚園教諭免許状取得支援事業 【特例制度：～平成31年度】	・幼保連携型認定こども園 ・幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設	幼稚園 教諭	・③(1)の施設に、保育士として常勤で勤務 ・資格取得後、③(1)のいずれかの施設で1年以上勤務すること 【特例制度の対象者】	保育士 資格あり	・大学の受講に要した経費の1/2 上限10万円/人 ※1/2は、原則として事業者負担	〔代替幼稚園教諭雇上費補助〕 ・保育士資格の取得を目指す幼稚園教諭（事業①）の代替として雇い上げられた幼稚園教諭に係る雇上費 ・1日あたり6,240円（28年度）又は1日当たりの所要額を比較して少ない方の額
④	保育所等 保育士資格取得支援事業	・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園への移行を予定している幼稚園 ・乳児院 ・児童養護施設	保育士 ／ 新規	・④(1)の施設に常勤で勤務し、保育士資格を有していない保育従事者 ・④(1)のいずれかの施設で1年以上勤務すること	—	・指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 資格取得方法により、上限10～30万円/人 ※1/2は、原則として事業者負担 ア…指定保育施設養成施設を卒業することにより 保育士資格を取得する者 30万円 イ…幼稚園教諭免許状を有する者が指定保育士養成施設で必要教科目を修得する場合 20万円 ウ…実務経験を有する幼稚園教諭免許状を有する者が指定保育士養成施設で必要な教科目を修得する場合 10万円	—
⑤	認可外保育施設 保育士資格取得支援事業	・認可外保育施設 ・小規模保育事業所（A型、B型） ・事業所内保育施設（認可）		・⑤(1)の施設に常勤で勤務し、保育士資格を有していない保育従事者 ・⑤(1)のいずれかの施設で1年以上勤務すること	—	・指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 資格取得方法により、上限10～30万円/人 （④（3）のア～ウ参照） ※1/2は、原則として事業者負担	〔代替保育従事者雇上費補助〕 ・保育士資格の取得を目指す保育従事者の代わりに雇上された保育士又は保育従事者に係る雇上費 ・1日あたり6,240円（28年度）又は1日当たりの所要額を比較して少ない方の額
⑥	保育士試験による資格取得支援事業	個人		・保育士試験により保育士の資格を目指す者 ・保育士試験合格後、保育士証の交付を受け、④(1)と⑤(1)の対象施設に保育士として勤務することが決定した者 ・資格取得後、1年以上勤務すること。	—	・保育士試験受験講座の受験に要した経費（受験講座の受講費、テキスト購入費等）の1/2 上限15万円/人 ※1/2は、 <u>対象者自己負担</u> ・雇用保険制度の教育訓練給付など、他事業との併用は不可 ・対象期間は、保育士試験の筆記試験日から起算して1年前の属する月の1日まで	—